

佐賀県規則第17号

佐賀県立図書館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>司書ネットワーク課・郷土資料課 略</p> <p>企画・情報課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 食堂の使用に関すること。</u></p> <p><u>(9)～(18)</u> 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>司書ネットワーク課・郷土資料課 略</p> <p>企画・情報課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(17)</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。